

(2021年12月17日講演)

16. 「壱岐のクロマグロー一本釣り漁業の現状と課題」

壱岐市マグロ資源を考える会 会長 中村稔氏

壱岐市マグロ資源を考える会の中村である。私たち壱岐市の漁業者は、2010年ごろより急激に減り始めたマグロの現状に危機感をもって、2013年に壱岐市マグロ資源を考える会を立ち上げた。資源減少の原因は、日本海の産卵場で産卵に集まる親マグロを産卵行動もさせずに大量に漁獲することにあると考え、適正な資源管理と産卵期の漁獲制限を訴えてきている。この会議には大手水産会社の方もおられると思うのでお願いがあるが、日本の漁業、海洋資源を良くするも悪くするもまき網次第だと考えるので、どうか大量漁獲と大量出荷を控えてもらうようお願いする。それでは、資料の説明に入る。

壱岐市のクロマグロー一本釣り漁業の現状と課題。1、大型まき網の操業で激減する一本釣りマグロの漁獲。壱岐の一本釣り漁業者は、対馬と壱岐の中間にある七里が曾根を中心に、沿岸海域で周年クロマグロを漁獲している。2005年当時は年間358トン进行漁獲していたが、大型まき網が南下してくるクロマグロを待ち構えて漁獲するようになってから、一本釣りによる漁獲は減少している。一本釣りが操業する海域には、「12月」と書いてあるが、9月下旬から12月ごろにかけて、下の図の青線のようにマグロが南下してくると考えている。その入り口で大型まき網が操業することと、主力の七里が曾根の西側でもクロマグロを漁獲していることで、七里が曾根にマグロが回遊してこなくなっている（資料P1）。

国は太平洋クロマグロの資源減少が国際的な問題化する中で中西部太平洋クロマグロ委員会の合意の下に2010年から規制を開始し、2015年から数量管理を始めたが、依然として大型まき網は産卵期の漁獲を続けるとともに、壱岐、対馬海域に回遊してくるクロマグロを12月に対馬の北で集中的に漁獲している。その結果、特にここ3年の漁獲不振は深刻で、2018～2020年の漁獲量は成魚、未成魚とも2017年以前の4分の1から5分の1に落ち込んでいる。資源量は増加していると言われるが、釣れないことからクロマグロを狙って釣りをする漁業者は減り、今年度の漁獲量はわずか2トンという状況である（資料P2）。

また、北上する春先のクロマグロの単価は安いので、一本釣り漁業者は春の漁獲を控えて、年末の単価が上がる時期に漁獲するために漁獲枠を残している。しかし、大型まき網船が対馬の北で10～11月に獲ってしまうため、本来12月から翌年2月にかけて回遊してくるマグロを一本釣り漁業者は漁獲したいのだが、回遊がないため獲れなくなっている。秋に大型まき網船が対馬北部で漁獲するクロマグロの単価は500～100円、今年11月に入り対馬北東で大型まき網2隻が5～6キロのヨコワを福岡市場に200トン水揚げした。初日の魚価はキロ当たり500円、その後キロ当たり100円まで下がった。一本釣りの魚価の1,000円～2,000円と比べると2分の1から20分の1の水準だった。大型まき網船は春先の蓄養

向けに漁獲。その後に漁獲したクロマグロは生鮮出荷するが、価値の高い蓄養向けに専念すべきだと考える。

2、漁獲回復に向けた対応策。クロマグロの資源を回復させ、経済面も含めて持続可能な活用を図るために、以下の対策が必要だと考える。日本海での産卵期の大型まき網船を含めた操業を禁止し、漁獲は産卵行動が終わってから行う。水産庁次長だった宮原正典氏は「産卵期にしかまき網は獲れないので獲らせてほしい」と言っていたが、その後「産卵期でなくても獲れる」と言っている。それならば卵を産ませた後に漁獲すべきだと考える。また、まき網で漁獲したクロマグロを蓄養することで、産卵もできるし、過剰供給も抑えられるので資源にも優しく経済もよくなる。大型まき網船の小型魚の枠は養殖用種苗のみとして漁獲する。魚価が安く経済性の低い生鮮出荷を大型まき網は行わない。七里が曾根を中心とした小型一本釣り漁業者が操業する壱岐・対馬沿岸海域へのクロマグロの回遊を確保するために大型まき網の漁獲枠を削減、12月の対馬北部及び西部での漁獲を禁止する。以上を提言する（資料 P3）。

3、個別漁獲割当（IQ）制度について：過去の漁獲実績を基にした枠の設定を。クロマグロ漁業では、2020年から大臣許可漁業（大型まき網漁業とマグロはえ縄漁業）に対してIQが導入される。計画ではIQ枠の7割が直近3年間の実績を基に配分される予定である。今回はまだ沿岸漁業にIQは導入されていないが、いずれ沿岸にも導入されると思われる。現在の壱岐と対馬は、回遊してくる前に大型まき網船に漁獲される状況もあり、実績はほぼないような状態にある。過去3年の実績でIQが導入された場合、壱岐の一本釣り漁業者のIQはほぼゼロになるおそれがあり、大きな問題だと考えている。これまでクロマグロの管理は水産庁が決定した後に通達が来る状況だったが、沿岸漁業者へのIQ導入に当たっては、現場の実情を的確に把握して過去の漁獲実績を考慮した上で数量を決めるべきだと考える。

4、漁獲の監視：オブザーバー制の導入と監視カメラの搭載。漁獲管理で沿岸の小型漁船にも監視カメラを付けるに当たっては、公的機関の体制を整備し、実効性を担保する必要がある。監視を行うオブザーバーの乗船と併せて監視カメラの搭載は、持続可能な漁業、操業を確保するために養殖業を含めた沿岸漁業だけではなく、沖合漁業、遠洋漁業など全漁業者に義務化すべきだと考える。水産庁は、漁獲に関し漁業者、漁業協同組合からの報告を受けるのみで現場で監視しておらず、実績を把握していない。オブザーバー導入、監視カメラ搭載は報告が正しいかどうか確認するためにも必要で、これを行うことでIUU（違法、無報告、無規制）漁業の一扫が行えると考える。まずは大量に漁獲するまき網、養殖、定置、はえ縄、一本釣り、漁獲量の多い順に実行してもらいたいと思う。また、これに併せて違反したときの罰則規定も整える必要がある。

5、「水産資源は国民共有の財産」を法的に定めることについて。水産資源は国民共有の財産だと考えるが、これまで魚介類を獲って暮らしを立ててきた漁業者がいる。漁業者は水産資源と漁場を有効に利用するに当たり、地域で決めたルールの下、秩序を守り漁業を続けてきた。今後水産資源が法的に国民共有の財産となったときに、他県から来る遊漁者

やプレジャーボートで釣りをする方にも地域のルールの下に釣りを楽しんでもらいたいし、また遊漁の許可を得て漁獲枠の下で持続的な利用のためにルールを守ることが必要だと考える（資料 P4）。

以上である。